

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 16 日

各治験依頼者様

京都府立医科大学附属病院長

治験関係規程等の一部改正に伴う対応について

治験の実施基準である「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号）については、平成 25 年 11 月 27 日に公布され、施行日が平成 26 年 11 月 25 日から施行されたことをふまえ、本院では、下記のとおり関係規程等の改正を行いましたのでお知らせします。

記

**1 今回改正する規程等**

- ・ 京都府立医科大学附属病院治験実施取扱規程
- ・ (病院様式 2) 治験実施契約書

**2 改正時期**

- ・ 平成 26 年 12 月 16 日